

2023年度

# 市川市

# 分譲マンション共用部分等 あんしん住宅助成制度



市内分譲マンションの管理組合が、マンション共用部の改修工事を、市内施工業者※を利用して行う場合に、その費用の一部を予算の範囲内で助成する制度です。

(※市内施工業者とは、市内に本店がある法人または市内の個人事業者のことです。)

## 1. 補助の対象となる方

市川市内にある分譲マンションの  
管理組合

## 2. 補助の対象となるマンション

- ・管理規約があること
- ・検査済証の交付を受けていること

## 3. 補助金の額

「対象工事費の1／3」又は「10万円×  
住戸数」のいずれかの少ない額  
(限度額100万円)

## 4. 補助対象となる改修工事

・敷地又は共用部分において行う工事で、  
次のいずれかのもの

### ①バリアフリー

- ・手すりの設置
- ・段差の解消
- ・通路、出入口の拡張
- ・引戸への変更 など

### ②居住部分の浸水対策

- ・盛り土
- ・防水板の新設 など

## ■問い合わせ先■

市川市役所 街づくり整備課 第2庁舎 南八幡2-20-2  
TEL:047-712-6327 FAX:047-712-6326



## 5. 手続きの流れ

申請前に、街づくり整備課へ事前相談をする

申請する工事についてマンションの総会等で決議される

業者から見積りを取る

必要な書類を揃える



**市役所 街づくり整備課に申請する  
(郵送や支所等では受付できません)**

■申請場所: 第2庁舎

■受付時間: 午前9時から午後5時



決定通知が届く

申請に必要な書類については、  
市公式Webサイトに掲載しています。



契約・工事着工

変更が生じた場合、  
速やかに市役所へご連絡ください。



**申請した窓口に実績報告をする**



額確定通知が届く



**申請した窓口に補助金の請求をする**



補助金が支払われる

### ※注意事項

- 申請を受け付けた後、書類審査の結果、交付決定通知を送付いたします。交付決定通知の日以後に契約してください。
- すでに契約済み、工事中、工事済の場合は申請できません。
- 申請した年度の3月までに工事完了し、実績報告書を提出してください。
- 市では施工業者の指定や紹介は行なっておりません。
- 本助成制度は、同一のマンションについて1回限りです。
- 同一の工事に対して、他の助成制度との併用はできません。
- 管理組合の委任を受けた方(管理会社や施工業者等)が窓口にお越しいただくことも可能ですが、その際は、委任状を提出してください。